



ホームページアドレス：<https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/>

【目次】

- 1 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザについて
- 2 口蹄疫について
- 3 豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）について
- 4 監視伝染病発生状況（令和5年1月～4月）
- 5 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査日程（令和5年度）
- 6 定期報告書について
- 7 防疫演習について
- 8 北海道ヨネ病防疫対策実施要領の一部改正について
- 9 病性鑑定材料の採取、送付の注意点について
- 10 抗菌性物質残留事例の発生状況について（令和4年度）
- 11 死亡牛のBSE検査実施状況（令和4年度）
- 12 着任者挨拶
- 13 十勝家畜保健衛生所体制（令和5年度）



1 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザについて

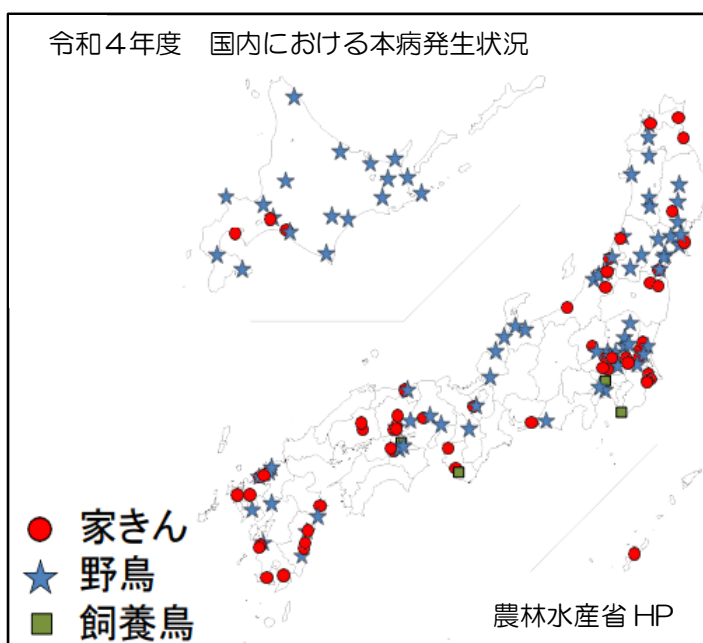


令和4年シーズンは10月28日に国内1例目が発生してから発生が相次ぎ、令和5年5月23日現在、26道県84事例で発生、約1,771万羽が殺処分対象となり、いずれも過去最多となっています。

道内でも発生が相次ぎ、この春には千歳市で3例が発生、合計で約125.8万羽の殺処分を実施しました。

野鳥の渡りの時期は過ぎましたが、道内での本病発生リスクが高い状態が続いています。

気を緩めず家きん舎の防鳥ネットの再確認等、飼養衛生管理基準の遵守を継続し、万が一異常家きんを発見した場合は早期通報をお願いします。



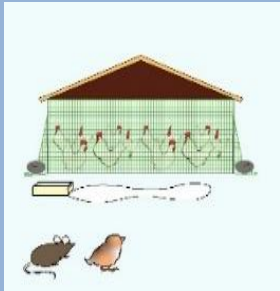
道内での高病原性鳥インフルエンザ発生状況

発生年月日	発生場所	種類・飼養羽数	農場防疫措置完了日
令和4年10月28日	厚真町	肉用鶏・約17万羽	令和4年11月3日
令和4年11月7日	伊達市	肉用鶏・約15万羽	令和4年11月13日
令和5年3月28日	千歳市	採卵鶏・約55.8万羽	令和5年4月5日
令和5年4月3日		採卵鶏・約35万羽 (疫学関連農場・約4万羽)	令和5年4月11日
令和5年4月7日		採卵鶏・約31万羽	令和5年4月14日

◆ 予防対策の重要ポイント ◆

予防には家きん舎への人や車両、野鳥を含む野生動物を介したウイルスの侵入防止対策が重要です。家きん舎の周囲にはウイルスが侵入する経路が多く存在しています。次の項目を、今一度点検、確認をお願いします。

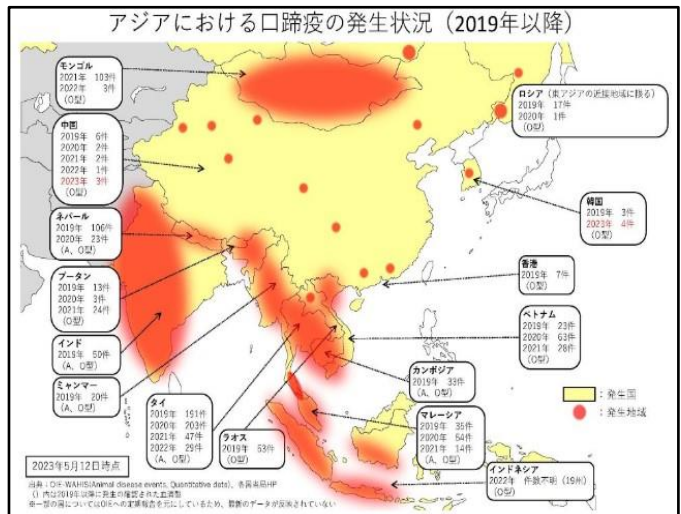
- 野生動物の家きん舎への侵入防止
(防鳥ネット設置、壁・床等の隙間の補修など)
- 家きん舎専用の衣服・長靴の着用
- 農場に出入りする車両の消毒徹底
- 家きん舎及び農場周辺の消毒薬(消石灰等)散布の徹底
- 家きん舎視の強化と早期発見・通報



野外にウイルスがいることを意識して
消毒等の作業をしてください！！

2 口蹄疫について

国内における口蹄疫の発生は、平成22年以降ありませんが、アジアの近隣諸国では依然として発生が続いており、韓国では今年5月に4年ぶりとなる本病の発生がありました。今一度、関係者以外の立入制限や消毒体制の維持など飼養衛生管理基準の再徹底並びに初動対応の再確認をしてください。家畜に本病を疑う症状(特定症状)を発見した場合には、直ちに家畜保健衛生所への連絡をお願いします。



農林水産省 HP

【特定症状】

- 1 39.0℃以上の発熱を示した家畜が、泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれかを呈し、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」）のいずれかに水疱、びらん、潰瘍又は癬痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」）を呈している場合
- 2 同一の畜房内において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること
- 3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜が当日及びその前日の二日間において死亡すること（設備故障、気温の急激な変化、風水害等、明らかに口蹄疫以外の事情によることが明らかな場合を除く）

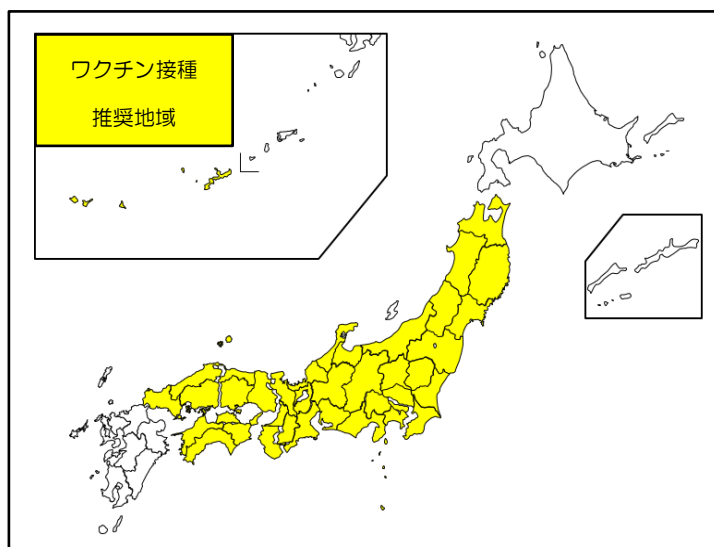
3 豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）について

【CSF】

平成 30 年 9 月、岐阜県の養豚場において国内では 26 年ぶりに発生し、これまでに 18 都県（岐阜県、愛知県、長野県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、栃木県、奈良県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都）で 86 例が確認されています（令和 5 年 5 月 9 日現在）。

また、野生いのししにも本病ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務となっています。現在、特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種地域は 39 都府県（本州及び四国全域、沖縄県）

となっており、**これらの地域から豚（愛玩用含む）や精液を導入することは制限**されています。道内への侵入防止及び飼養豚への感染防止のため、飼養衛生管理基準の遵守継続をお願いします。



【ASF】

ASF ウイルスの感染により豚やいのしが、発熱や全身の出血性病変を引き起こす致死性の高い伝染病です。本病に有効なワクチンや治療法はなく、患畜・疑似患畜は速やかな届出及びと殺が義務づけられています。

我が国は本病の清浄国であり、これまで発生は確認されておりませんが、アジアの近隣諸国では平成 30 年より継続発生しています。今年に入ってからには新たにシンガポールにおいて発生が確認

され、近隣国である韓国でも発生が相次いでいます。

また、発生国からの旅客により国内の空港に持ち込まれた食肉加工製品等の一部について、のべ 109 例（内、新千歳空港 12 例）の遺伝子陽性事例が確認されています（令和 5 年 5 月 9 日現在）。なお、そのうち 4 例からは生きた本病ウイルスが分離され（中国 2 例、フィリピン 2 例）、実際に感染力を持つウ



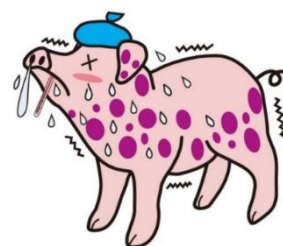
イルスが日本国内の空港にまで到達しており、本病の国内への侵入リスクは極めて高い状況が続いています。この状況に対処するため、不法に食肉加工製品等を持ち込んだ場合の罰金の引き上げなど、海外からの畜産物の違法な持込への対応を厳罰化しています。**水際における国内へのウイルス侵入防止の徹底**と、**農場における飼養衛生管理基準の遵守**が、本病の豚等への感染リスクの低減を図るためには極めて重要です。引き続き、飼養衛生管理基準の遵守徹底と外国人従業員へ無許可食肉加工品の持ち込みをしないよう注意喚起をお願いします。

◆CSF 及び ASF に関する特定症状について◆

豚の所有者や獣医師が異常豚を確認した場合に、直ちに家畜保健衛生所に通報が必要な症状（特定症状）が定められています。次の症状がみられた場合、直ちに通報をお願いします。立入検査を実施しますので、通報から検査陰性が確認されるまで、豚の移動等の自粛をお願いします。

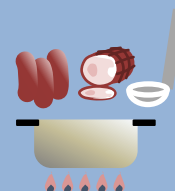
【特定症状】

- 1 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある
- 2 同一畜房内（又は畜舎）において、次の（１）～（７）のいずれかの症状を示す豚が、概ね 1 週間程度の期間に増加している
 - （１）発熱（40℃以上）、元気消失、食欲減退
 - （２）便秘、下痢
 - （３）結膜炎（目やに）
 - （４）歩行困難、後躯麻痺、けいれん
 - （５）削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
 - （６）流死産等の異常産の発生
 - （７）血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- 3 同一畜房内（又は畜舎）において、複数の豚が突然死亡することが、概ね 1 週間程度の期間に増加している
- 4 血液検査で、複数の豚に白血球数の減少（1 万個未満/ μ l）又は好中球の核の左方移動が確認される



◆これらの疾病の侵入を防ぐため、次のことを徹底しましょう◆

- 生肉を含む可能性のある食品循環資源を給与する場合は適切に加熱
(攪拌しながら 90℃で 60 分以上又はこれと同等以上の効果を有する方法 (※))
- 豚舎専用の衣服・長靴の着用 ※95℃で 19 分以上、
100℃で6分以上 など
- 入退場時の人・車両消毒の徹底
- 飼養豚の看視の強化と早期発見・通報
- 畜舎内への野生動物の侵入防止の徹底



4 監視伝染病発生状況 (令和5年1月~4月)

【法定伝染病】

※令和5年4月末現在 (北海道については令和5年3月末現在)

※十勝管内発生戸数・頭数のカッコ内はと畜場での発生戸数・頭数で、内数

病名	畜種	北海道		管内		
		戸数	頭羽数	戸数	頭数	発生市町村
ヨーネ病	牛	95	217	33	69	音更町、清水町、大樹町、 広尾町、幕別町、豊頃町、 足寄町、浦幌町
	山羊	1	11	0	0	
高病原性 鳥インフルエンザ	鶏	1	2	0	0	
高病原性 鳥インフルエンザ (疑似患畜)	鶏	1	539,246	0	0	

【届出伝染病】


病名	畜種	北海道		管内		
		戸数	頭数	戸数 (と畜場 発生)	頭数 (と畜場 発生)	発生市町村
牛ウイルス性下痢	牛	3	7	3	7	大樹町、士幌町、陸別町
牛伝染性リンパ腫	牛	86	195	20 (2)	66 (47)	帯広市、士幌町、芽室町、 池田町、本別町、足寄町、 浦幌町、新得町、陸別町

病名	畜種	北海道		管内		
		戸数	頭数	戸数 (と畜場 発生)	頭数 (と畜場 発生)	発生市町村
牛伝染性リンパ腫 (疑症)	牛	1	2	0	0	
破傷風	牛	1	1	0	0	
気腫疽	牛	1	1	1	1	帯広市
サルモネラ症	牛	31	63	6	17	士幌町、音更町、浦幌町、 鹿追町、大樹町
ネオスポラ症	牛	1	1	1	1	陸別町
アカバネ病	牛	5	13	0	0	
牛伝染性鼻気管炎	牛	2	3	1	1	清水町
馬鼻肺炎	馬	6	6	0	0	
豚丹毒	豚	4	5	1	1(1)	帯広市

5 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査日程（令和5年度）

令和5年度に計画している検査は次のとおりです。円滑な検査の実施について、皆様の御協力を
 よろしくお願いします。

事業名	対象市町村	対象家畜	実施予定時期
牛のヨーネ病検査 	鹿追町	乳用牛	4・5月
	中札内村	肉用牛	6月
	豊頃町	乳用牛	7月
	本別町	肉用牛	7・11月
	幕別町	乳用牛	9月
	上士幌町	乳用牛・肉用牛	10・11月
	士幌町	乳用牛	10・11月
	広尾町	乳用牛	10月
	音更町	乳用牛	12月
	清水町	肉用牛	1・2月
	池田町	乳用牛	1月

事業名	対象市町村	対象家畜	実施予定時期
蜜蜂の腐蛆病検査	管内全域	蜜蜂 	8月
牛のプルセラ症検査	管内全域	種雄牛（種畜検査対象のうち、本検査の受検歴がない牛。種雄候補牛を含む）、流死産した母牛、（輸入牛）	通年
牛の結核検査	管内全域	種雄牛（種畜検査対象のうち、本検査の受検歴がない牛。種雄候補牛を含む）、（輸入牛）	通年
死亡牛の牛海綿状脳症（BSE）検査	管内全域	通常の死亡牛：96 か月齢以上 起立不能牛：48 か月齢以上 特定症状牛：全月齢	通年

6 定期報告書について

家畜の所有者は、家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、毎年、定期報告書を提出し、家畜の飼養頭羽数、飼養衛生管理基準の遵守状況、その他の家畜の飼養状況について管轄の都道府県知事へ報告することが定められています。

毎年の定期報告書の提出は、家畜の所有者の義務であり、防疫上も重要です。有事の際の防疫計画は、各農場の定期報告書を元に作成しています。未報告の内容などがあれば、初動対応の遅れにもつながりかねません。

また、各種の補助金助成事業（畜産クラスター、ヨーネ病の自主検査・自主とう汰、牛伝染性リンパ腫及び牛ウイルス性下痢の対策等）においても法令遵守が前提となっております。未提出者には、最終的には罰則もありますが、過料によって定期報告書の提出が免除されるものではありません。

十勝管内全体の家畜衛生の推進、飼養衛生管理基準および法令遵守の意識向上のためにも、御協力をお願いいたします。

報告対象	期日
牛、馬、水牛、豚、めん羊、山羊、鹿、いのしし	毎年 4月 15日
家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、七面鳥、ほろほろ鳥、だちょう）	毎年 6月 15日

※愛玩用（ペット）も報告の対象です。

※烏骨鶏、チャボ、エミュー、ガチョウ、合鴨、フランス鴨など上記家きんに類する鳥類についても報告をお願いします。

7 防疫演習について

新年度を迎えましたが、十勝総合振興局の人事異動が6月にあるため、毎年4月に実施している「海外悪性伝染病の防疫措置に係る学習会」は全ての人事異動が完了した後に開催する予定です。海外悪性伝染病の管内への侵入防止対策に関する情報共有や関係部局の連携を図るため、防疫に係る新任のリーダーおよびサブリーダーを参集し、今季の発生をふまえた学習会を開催します（昨年度の学習内容：海外悪性伝染病の概要について、農場で発生した場合の振興局の対応について、防疫衣着脱について（スライドでの説明）、農場内の防疫作業に関するビデオ上映）。

また、今年度は家きん飼養者向けに、高病原性及び低病原鳥インフルエンザ発生時の鶏や鶏卵等の移動制限、埋却地の準備の大切さ、次シーズンに向けての防疫対策の向上、経営再開に向けた準備等についての説明会を開催する予定です。

【市町村の皆様へ】

防疫演習開催の御希望がありましたら、予防課まで御連絡ください！！

8 北海道ヨーネ病防疫対策実施要領の一部改正について

道内の牛ヨーネ病対策については、北海道ヨーネ病防疫対策実施要領に基づき実施しているところですが、令和5年5月10日付けでこの要領の一部が改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

- 1 発生農場で肉用牛の同居牛検査を行う際、最終発生後1年間に行う2回目までの検査（例：初発を除く発生時、3か月目、6か月目）において、過去6か月以内に糞便検査（培養検査又はリアルタイムPCR検査）で陰性が確認されている個体は血液検査（スクリーニング検査）の省略が可能。

【イメージ】

検査方法 (肉用牛)	検査時期					
	発生時	3か月目	6か月目	1年目	2年目	3年目
血液検査 (スクリーニング検査)	初発生時：◎ 継続発生時：☆	☆	☆	◎	◎	◎
糞便検査 (培養検査、 リアルタイムPCR検査)	◎	◎	◎	◎	◎	◎

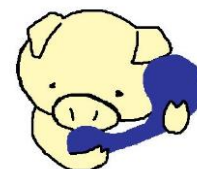
◎：対象牛全頭について実施。

☆：6月以内に糞便検査陰性を確認している個体は省略可能。

- 2 発生農場が離農した場合等の対策終了の考え方を整理
- 3 陰性証明書交付申請書様式の申請者押印を廃止、名号記入欄の削除

乳用牛の同居牛検査についての変更はありません。また、離農時の対応はこれまでの当所の対応と大きく変わるものではありません。新しい陰性証明書交付申請書様式は当所 HP に掲載しておりますので御活用ください。何か不明な点などありましたら予防課までお問い合わせください。

9 病性鑑定材料の採取、送付の注意点について



○病性鑑定材料を送付する前に・・・

呼吸器病や下痢症をはじめとする疾病原因の特定には、発生状況や症状の拡がり方などが重要となります。依頼書には以下の情報を記載し、**新鮮な**検査材料と併せて**冷蔵**で送付してください。

搬入前に頭数等の事前の連絡を頂けると受付がスムーズです。

【検査個体の情報】 個体識別番号（馬の場合は毛色、特徴）、品種、名号、性別、生年月日、初妊又は経産の別、採材年月日、採材した獣医師名 など

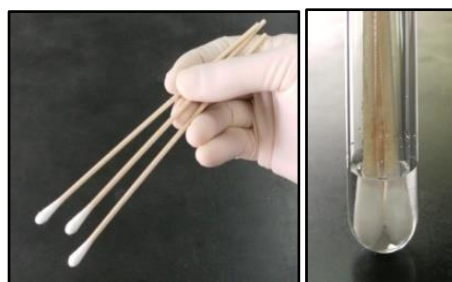
【発生経過】 カルテの写し、血液検査データ、ワクチン接種歴、群に拡がっているか など

【その他】 証明書の必要の有無、結果の送付先、移動の場合は移動予定日 など

また、検査には症状に応じた検査材料（下痢の検査では糞便、呼吸器病検査では鼻汁）が必要です。以下の表を参考にいただき、採材し忘れがないように御注意ください。

【目的別】

	搬入材料	採材道具	採材量	採材方法・注意点
呼吸器病原 因	鼻汁	綿棒	○綿棒は1頭につき3本採材 (ウイルス、細菌、マイコプラズマ用)	○鼻鏡・鼻腔をアルコール綿花で拭き、なるべく鼻の奥から採材 ○採材時期は治療前の発症初期が望ましい ○抗体検査用の後血清は約3週間後に採材
	血清	採血管 (プレーン)		
	全血	採血管 (EDTA)		
下痢原因	糞便	直検手袋	○ピンポン球大(10g程度)以上	○採材時期は治療前の発症初期が望ましい
	血清	採血管 (プレーン)		
	全血	採血管 (EDTA)		



EDTA 血は採血後速やかによく転倒混和し凝固を防ぐ（凝固している場合、採り直しをお願いすることがあります）



	搬入材料	採材道具	採材量	採材方法・注意点
流産原因	胎子 胎盤 母牛血清		○胎子は必ず採材 ○胎盤もなるべく採材	○最終授精日、流産日、 産歴情報を添付
疾病原因 (病理組織 学的検査)	臓器	10~20%ホ ルマリン 密閉容器	○病変部を3cm×3cm×3cm大 に切り取る(大きい場合、3cm 間隔で割を入れる)	○採材後速やかに十分 量のホルマリンに浸 漬 ○搬入時はホルマリン が漏れないよう包装

※集団発生の場合は複数頭採材 ※血液は各3mL以上



【疾病別】

	搬入材料	採材道具	採材量	注意点
牛ウイルス性 下痢	血清 全血 バルク乳	採血管 (プレーン) 採血管 (EDTA) 密閉できる清 潔な容器	○血液は各3mL以上 ○バルク乳は10mL 以上	○6か月齢未満の場合は、血清 と併せてEDTA血も必ず送 付
牛伝染性リン パ腫 (発症疑い)	血清 全血	採血管 (プレーン) 採血管 (EDTA)	○各1mL以上	○採材当日に搬入できない場 合は塗抹標本を送付
牛伝染性リン パ腫 (健康検査)	血清 全血	採血管 (プレーン) 採血管 (EDTA)	○各1mL以上	○抗体検査の場合は血清 (6か月齢未満は移行抗体の 影響があるため、非推奨) ○遺伝子検査の場合は全血
ヨーネ病	血清	採血管 (プレーン)	○1mL以上	○採材時の月齢が6か月以上 であることを、必ず確認
ヨーネ病 (発症疑い)	糞便	直検手袋	○ピンポン球大(10 g程度)以上	



	搬入材料	採材道具	採材量	注意点
サルモネラ	糞便	綿棒	○綿球全体に糞便が付着するよう採材	S. Dublinの検査を行う場合は全血も必要です
				
馬パラチフス	血清	採血管 (プレーン)	○1mL以上	

★結果判明には**1~2週間程度**かかります

10 抗菌性物質残留事例の発生状況について（令和4年度）

令和4年度、十勝管内では生乳の抗菌性物質残留事故が10件発生、廃棄乳量は約127tになり、令和3年度（7件発生、破棄乳量約76t）より発生が増加しました。発生原因として多いのは以下のとおりです。今一度、投薬牛の管理と確認の徹底をお願いします。

なお、令和3、4年度ともに畜肉での残留事例も発生しています。出荷時には投薬に関する情報を確実に伝達しましょう。

【発生原因】

① マーキングの見落とし

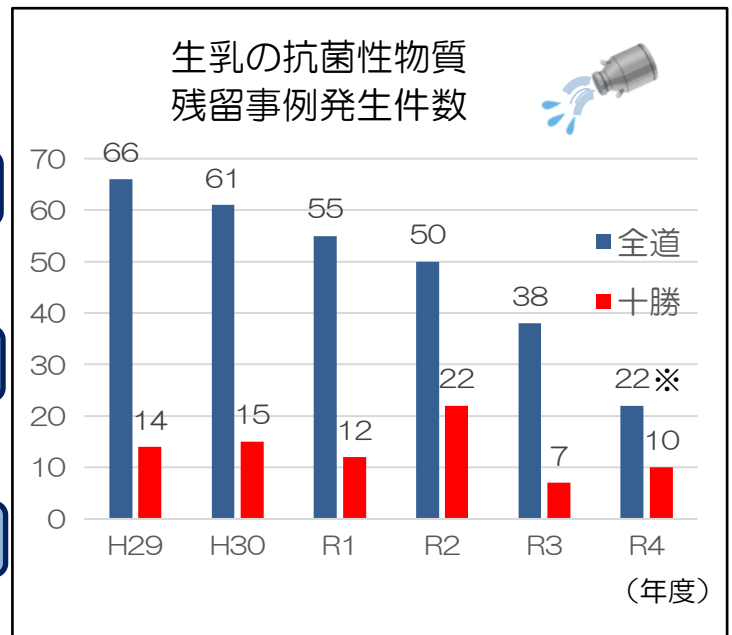
→ マーキングは見やすくはっきりと！

② 誤投薬

→ 搾乳前に治療牛を確認！

③ 治療牛の伝達不足

→ 従業員間で治療牛の情報共有を！



※全道件数はR4.9月末現在

11 死亡牛の BSE 検査実施状況（令和4年度）



令和4年度は、東部と西部のBSE検査室あわせて2,767頭（うち十勝管内2,545頭）の検査を実施し、全頭陰性を確認しています。検査頭数は昨年度と比較し、108頭（3.8%）減少となっています。

検査室	飼養地域	対象別検査頭数				計
		96か月齢以上	起立不能		特定症状	
			96か月齢以上	48～95か月齢		
東部	管内	674	91	559	3	1,327
西部	管内	673	124	419	2	1,218
	管外	102	15	104	1	222
R4年度合計		1,449	230	1,082	6	2,767
R3年度合計		1,517	238	1,114	6	2,875

【獣医師の皆さまへ】

下記のBSE検査対象牛を今一度ご確認のうえ、BSE検査対象の死亡牛を検索した場合は、死亡獣畜処理指示書に必要事項を正確に記載し、家畜保健衛生所へ速やかに届け出（指示書FAX）をお願いします。

【BSE検査対象牛】

- ① 96か月齢以上の死亡牛
- ② 48か月齢以上の起立不能であった死亡牛（生前に歩行困難、起立不能、神経症状を主徴とする疾病）
- ③ 全月齢のBSEを疑う症状（特定症状）のあった死亡牛

12 着任者挨拶

お願いします



・東部 BSE 検査室長 高橋 弘康（たかはし ひろやす）

上川家畜保健衛生所から参りました高橋です。前任地は職場の周辺が水田に囲まれていたのですが、十勝では一面畑に囲まれており、畑作地帯に来たのだなと実感しております。また、勤務場所の中札内へ向かう際は、右手に日高山脈を眺めることができ、その雄大さに驚く毎日です。

管内の家畜衛生の推進に尽力したいと思いますので、どうぞ宜しくお願いします。

・指導専門員 小林 和美（こばやし かずみ）

網走家畜保健衛生所から参りました小林と申します。着任早々、飼養農場の多さ、規模の大きさに圧倒されておりますが、関係者の皆様と連携して家畜衛生の推進に貢献できるよう努力して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○転出者

BSE 検査室長（東部） 大山 和幸 → 退職

専門員 松澤 滋 → 釧路家畜保健衛生所

獣医師 大西 賢治 → 根室家畜保健衛生所

獣医師 長谷川 大輔 → 退職



お世話になりました

13 十勝家畜保健衛生所体制（令和5年度）

所長 繁在家 輝子		
次長 上村 伸子		
西部 BSE 検査 室長 石山 敏郎 専門員 後藤 潤		東部 BSE 検査室 室長 高橋弘康
指導課 課長 神間 清恵 主査（薬事・安全）内田兼司 専門員 中岡祐司	予防課 課長 羽生 英樹 主査（危機管理）川嶋 千晶 指導専門員 鈴木 淳也 指導専門員 小林 和美 専門員 廣川 友弥 専門員 泉 一宏 専門員 山本 彩乃 獣医師 小柳 優奈 獣医師 内山 友乃 臨時専門員 国定 恭子	病性鑑定課 課長 伊藤 満 主査（病性鑑定）谷口 有紀子 指導専門員 藪内 雪香 専門員 田子 穰 指導専門員 川内 京子 専門員 加藤 千絵子 専門員 風間 知里

※定数 28 名、欠員 4 名

北海道十勝家畜保健衛生所
〒089-1182
帯広市川西町基線 59 番地 6
TEL : 0155-59-2021
FAX : 0155-59-2571
【夜間・休日】
TEL : 0155-26-9005
（十勝総合振興局）



西部 BSE 検査室

〒081-0035 新得町字上佐幌西3線49

TEL : 0156-64-0050 FAX : 0156-64-0051



東部 BSE 検査室

〒089-1372 中札内村元札内東2線51番地4

TEL : 0155-63-6338 FAX : 0155-63-6339

